

都市計画施設等の区域内における建築許可に関する取扱

(許可の方針)

市長は、都市計画法第53条第1項に規定する許可の申請があった場合において、申請に係る建築物が次に掲げる要因に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであって円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがないと認める場合はその許可を行うことができるものとする。

- (1) 階数が3以下の建築物であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (3) 建築物が区域の内外にわたる場合、区域内の部分を容易に分離できる等、設計上の配慮がなされていること。

建築許可に関するお知らせ

- 都市計画施設等の将来における事業の円滑な施行を確保する観点から、これらの施設等の区域内における建築物の建築にあたり、許可申請をして頂いております。
- 都市計画施設等の区域は大阪府計画推進課や本課に都市計画図を備えております。
- 市街化調整区域については、本課が許可の窓口となりますが、市街化区域については広域まちづくり課が許可の窓口となりますので、ご注意ください。